

大山小学校いじめ防止基本方針

1 策定の意義

いじめは人権の侵害であり、児童の身体や人格を傷つけ、時として生命又は身体に重大な危機を生じさせるおそれがあることから、決して許されるものではない。

そのため、「いじめは、どの子どもにも、どの学校でも起こりうる」という認識に立ち、学校が一丸となって組織的に対応することが必要である。

このことから、本校は、これまでの①いじめの未然防止、②いじめの早期発見、いじめ事案への対処（以下「事案対処」という。）、③いじめの再発防止の取組をさらに充実させ、保護者・地域、関係機関等と連携して取り組むために基本的な方針を定める。

2 いじめ防止に関する基本的な考え方

「いじめ」の定義

「いじめ」とは、児童に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人間関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

- いじめの防止は、すべての児童が安全、安心して学校生活を送り、様々な活動に取り組むことができるよう、学校の内外を問わず行う。
- いじめは、いじめを受けた児童の心身に深刻な影響を及ぼす許されない行為であることを、児童が十分に理解できるようにする。
- いじめを受けた児童の生命・心身を保護すること第一義に、学校は、家庭、地域住民、県その他の関係者の連携のもと、いじめ問題を克服することを目指して行う。

3 いじめの防止等のための指導体制・組織

(1) 学校いじめ対策委員会の設置と役割

- 学校の内外におけるいじめの防止等に関する対策や措置を学校の中核となって実効的に行うため、「学校いじめ対策委員会」（以下「対策委員会」という。）を置く。

いじめ防止についての対策委員会の役割は、要綱の中で定めており、いじめ防止対策推進法に基づくいじめの調査、解消及び再発防止に関することを扱う。また、対策委員会の委員及び体罰に関する事等についても要綱で定める。

(2) 未然防止の対応、及びいじめ覚知後の対応

いじめの未然防止については、学校の基本方針にそって学年と関係校務分掌が連携をしながら学校全体として取り組む。

いじめ覚知後は、いじめ防止対策推進法の規定に則り、「教育現場における安全管理の手引き」及び学校の危機管理マニュアルに沿って、必要な組織を開催し、速やかに対応する。

4 いじめの未然防止の取組

児童が、周囲の友人や今日職員と信頼できる関係の中、安心・安全に学校生活を送ることができ、

規則正しい態度で授業や行事に主体的に参加・活躍できるようにするとともに、いじめに向かわない態度・能力を育成するよう、授業づくりや集団作り、学校作りを行う。

また、いじめの態度や特質、原因・背景、具体的な指導上の留意点などについて、すべての教職員が共通理解を図り、学校の教育活動全体を通じて取り組む。

(1) 道徳教育・人権教育の改善・充実

生命を尊重する心や他者への思いやり、倫理観などの豊かな心を育み、望ましい人権感覚を身に付けさせるため、学校教育活動全体における位置づけを明確にした道徳教育及び人権教育の取組を行う。

(2) 児童の自主的な取組への支援

児童会活動において、児童が自主的・自発的にいじめ問題を考え、自ら改善に向けた活動が進められるよう、人権集会などの特別活動を充実させる。

(3) いじめ防止強化月間の設定

毎年5月及び12月を「いじめ防止強化月間」に設定し、いじめ防止に関する学習や活動を集中して行う。

(4) インターネットを通じて行われるいじめの防止

児童の情報危機の使用状況を調査し、実態に応じた情報モラル教育の充実に努め、インターネットを通じて行われるいじめの防止を図る。

(5) 家庭・地域・関係機関が一体となった取組

学校便りやPTA総会、学校運営協議会等を通じて、いじめが児童の心身に及ぼす影響や一体となっていじめを防止することの重要性など、いじめの問題の理解を深めるための啓発活動を行う。

5 いじめの早期発見の取組

いじめは大人の目につきにくい時間や場所で行われたり、気づきにくく判断しにくい形で行われたりすることを認識し、ささいな兆候であってもいじめではないかとの疑いを持ち、早期からの適切な対応により、いじめの積極的な覚知に努める。

以下の取組を柱にいじめの早期発見に努め、児童・保護者がいじめを訴えやすい体制を整える。

(1) 相談体制の整備

① 担任による面談

気になる児童には、個人面談を行い、学校での生活状況等について話し合う。気になる状況については、保護者、学校関係者、スクールカウンセラー等により情報を共有し、適切に対応する。

② スクールカウンセラーの面談

「教育相談だより」により、スクールカウンセラーによる面談の日程を児童・保護者に周知する。

③ 相談窓口の充実

学校のホームページ上に相談メールを受け付けるアドレスや電話番号を掲載する。相談を受けた者は、直ちに管理職に報告し、校長は速やかに対策委員会を開催し、対応する。

(2) いじめに関するアンケート調査

年2回の県の標準様式及び学校独自の生活アンケート調査「心のアンケート」を活用し、毎月アン

ケート調査を行い、いじめの早期発見に努める。定期的に行うことでいじめの抑止の効果もある。

6 事案対処

いじめの発見・通報を受けた場合は、速やかに組織的対応をすることで被害児童を守り、加害児童に対しては、当該児童の人格の成長を旨とし、教育的配慮の下、毅然とした態度で指導する。

(1) いじめ発生時の対応

① いじめの覚知

通報や相談等により、各教職員がいじめと疑われる事案を覚知した場合は、速やかに管理職に報告する。報告を受けた管理職は、教育委員会に覚知報告を行う。

② いじめの認知

学校は、通報を受けたときや、学校に在籍する児童がいじめを受けていると思われるときは、速やかに、いじめの事実の有無を確認し、その結果を有田町教育委員会に報告する。(問題行動等の月別報告において。いじめの覚知・認知)

③ 情報の記録及び共有

いじめがあったと確認された場合は、いじめをやめさせ、その再発を防止するため、いじめを受けた児童・保護者への支援やいじめを行った児童への指導またはその保護者への助言を継続的に行う。

④必要な場合は、いじめを行った児童を別室で学習させるなど、いじめを受けた児童などが安心して教育を受けられるようにする。

⑤いじめの事案に係る情報を いじめを受けた児童の保護者やいじめを行った児童の保護者と共有するための措置などを行う。

7 いじめの再発防止の取組

被害児童へのケア、加害児童への指導、保護者を交えた謝罪の場の設定など、適切な措置より一定の解決を図った後、3ヶ月以上経過観察を行う。通常の生活に戻った状態を「解消」として判断し、「解消」に至った場合、教育委員会に報告する。

8 職員研修

5月 …… いじめの定義、対応についての研修

8月 …… いじめへの対応力向上を図る研修会、情報モラル研修会、事例研修会

3月 …… いじめ防止等の取組の課題、次年度の取組についての研修会

9 取組体制の点検及び評価について

(1) 施策等の点検評価

いじめ防止等に係る対策を効果的かつ着実に実施していくために、取組状況を客観的に点検・評価するためのPDCAサイクルを確立し、施策や取り組み状況について点検・評価を行う。

(2) 基本方針の見直し

点検・評価の結果を踏まえ、法の施行状況、国基本方針の動向等を勘案し、必要に応じて基本方針の見直しを行う。